佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通 所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所 事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱 (趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6及び佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成29年佐倉市規則第11号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、第1号訪問事業(規則第2条第1号アに定める第1号訪問事業をいう。以下同じ。)及び第1号通所事業(規則第2条第1号イに定める第1号通所事業。以下同じ。)に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、用語の意義は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号。以下「告示」という。)第1条のとおりとする。

(指定相当第一号事業の一般原則)

- 第3条 指定相当第一号事業の一般原則は、告示第2条のとおりとする。 (指定相当訪問型サービスに係る基準)
- 第4条 指定相当訪問型サービスに係る基準は、告示第2章のとおりとする。 (指定相当通所型サービスに係る基準)
- 第5条 指定相当通所型サービスに係る基準は、告示第4章のとおりとする。 (訪問型生活援助サービスの一般原則)
- 第6条 訪問型生活援助サービス(介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(令和6年厚生労働省告示第168号)第2の4(1)②に規定するサービス・活動Aをいう。以下同じ。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問型生活援助サービスの一般原則に関する準用)

- 第7条 告示第2条の規定は、訪問型生活援助サービスについて準用する。 (訪問型生活援助サービス指定事業者の従業者の員数)
- 第8条 訪問型生活援助サービス指定事業者が当該事業を行う事業所(以下「訪問型生活援助サービス指定事業所」という。)ごとに置くべき従業者(介護福

- 祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。) 第3条第1項に規定する者若しくは一定の研修を修了した者をいう。以下同 じ。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。
- 2 訪問型生活援助サービス指定事業者は、訪問型生活援助サービス指定事業所ごとに、常勤の従業者等(介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者に限る。)のうち、利用者(指定訪問介護事業者又は当該指定相当訪問型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型生活援助サービスの事業と当該指定相当訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型生活援助サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型生活援助サービスの事業と当該指定相当訪問型サービス事業の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項及び第5項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、 新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問型生活援助サービス(訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は当該指定相当訪問型サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における訪問型生活援助サービス及び指定訪問介護又は訪問型生活援助サービス及び指定相当訪問型サービス事業)に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型生活援助サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している訪問型生活援助サービス指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問型生活援助サービス指

定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 5 0 又はその端数を増すごとに 1 以上とすることができる。

6 訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型生活援助サービスの事業と当該指定相当訪問型サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(訪問型生活援助サービス指定事業所の管理者)

第9条 訪問型生活援助サービス指定事業者は、訪問型生活援助サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型生活援助サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型生活援助サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(訪問型生活援助サービスの設備に関する基準)

- 第10条 訪問型生活援助サービス指定事業者には、事業の運営を行うために 必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型生活援助サービスの提 供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定相当訪問型サービス事業実施者の指定を併せて受け、かつ、訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は訪問型生活援助サービスの事業と当該指定相当訪問型サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(訪問型生活援助サービスの総合的な提供)

第11条 訪問型生活援助サービス指定事業者は、訪問型生活援助サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(訪問型生活援助サービスの記録の整備)

- 第12条 訪問型生活援助サービス指定事業者は、従業者等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 訪問型生活援助サービス指定事業者は、利用者に対する訪問型生活援助サ

- ービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 訪問型生活援助サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な訪問型生活援助サービスの内容、訪問型生活援助サービスの提供を行う期間等を記載した計画
- (2) 次条において準用する告示第17条第2項に規定する提供した具体的な 訪問型生活援助サービスの内容等の記録
- (3) 第15条において準用する告示第40条第8項の規定による身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為の態様、時間及びその際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する告示第20条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する告示第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する告示第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問型生活援助サービスの運営に関する準用)

- 第13条 告示第7条から第23条まで及び告示第25条から第37条までの 規定は、訪問型生活援助サービスについて準用する。この場合において、これ らの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従業者等」と読み替えるものとする。 (訪問型生活援助サービスの基本取扱方針)
- 第14条 訪問型生活援助サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 訪問型生活援助サービス指定事業者は、自らその提供する訪問型生活援助サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型生活援助サービス指定事業者は、訪問型生活援助サービスの提供に 当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営 むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識し て訪問型生活援助サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型生活援助サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による訪問型生活援助サービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型生活援助サービス指定事業者は、訪問型生活援助サービスの提供に 当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方 法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなけ ればならない。

(訪問型生活援助サービスの具体的取扱方針に関する準用)

- 第15条 告示第40条及び第41条の規定は、訪問型生活援助サービスについて準用する。この場合において、告示第40条の規定中「訪問型サービス計画」とあるのは「訪問型生活援助サービス計画」と読み替えるものとする。 (雑則)
- 第16条 雑則の規定は、告示第70条のとおりとする。 附 則
 - この基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和6年3月29日佐高第1273号) この基準は、令和6年4月1日から施行する。